第318号

### 《今あることに感謝をし、誠の心を持って行動する》

# きゃっちぼーる

平成 29 年 12 月 11 日

前田勝昭公認会計士事務所 名古屋市中区金山1-14-18 A-PLACE金山5F Th 052 (332) 6086 Fax 052 (332) 6096 http://www.maeda-cpa.com/

## 前田の《ちょっと経営を考えよう》第317回

大企業の不正問題が世間を騒がせています。以前でしたら予想だにされなかった大企業が不 正を行い、赤字に転落しています。これは何故でしょうか?

一つには、東洋ゴム工業、神戸製鋼等のように「規模」を追うあまり、勝ち目のない事業を 温存した判断に諸悪の根源があるように思われます。「優位」を生まない「規模」追及の失敗事 例ですね。このように「規模」を取りに行った結果、その「規模」に母屋が押しつぶされてし まったシャープや東芝、コストを削減するために不正を行った日産や神戸製鋼など、およそ考 えられないような不正がこれら大企業の中で行われ、信用を失っていきました。

我々中小企業も、こういった事例を「他山の石」とし、「お客様」の為に品質の良い商品を売り続けることを心掛けねばなりませんね。

ところで、ちょっと参考になる・考えさせられるデータをご披露します。

アメリカのギャラップ社が、各国の企業を対象に実施した従業員のエンゲージメント(仕事への熱意・会社への貢献意欲の度合いですね)調査の結果、驚くことに「日本には熱意あふれる社員の割合が6%しかいないことが判明した。」とのことです。アメリカの32%に比べて極端に低く、調査した139か国中132位と最下位クラスでした。

周囲に不満をまき散らしている無気力な社員の割合は 24%、「やる気のない社員」は実に 70% に達したという事です。(日経 2017 年 5 月 26 日より引用)

つまり、会社に不満を持つ社員は 4 人に 1 人、仕事に対して傍観者的で意欲のない社員に至っては 3 人に 2 人以上という割合です。主体性や創造性を発揮しようとする社員は 17 人に 1 人しかいないとのことです。

この理由は何でしょう?日本の裕福な環境のせいか。それとも会社の組織の在り方のせいか。 十分考えてみる必要がありそうですね!!

# 前田の《今人生を語る》第222回 めざめよ日本人<sub>(144)</sub>

今、尖閣諸島に大量の中国の軍艦が来ています。まさに日本の危機です。では、いざという場合にアメリカは助けてくれるのでしょうか?いや、そうではありませんね。

中国は、南シナ海の島々をベトナムやフィリピンから奪い、急ピッチで埋め立てを始めています。しかし、アメリカは何もしてくれていませんね。

紅海の出入り口にあるジブチというところに中国が初めて海外の軍事基地を造りました。そして、中国はギリシャ最大のピレウス港(地中海の海運の要衝)の経営権の 67%を買い取りました。このときもアメリカは全く動きませんでしたね。

こういった現実を見るとき、日本を助けるためにアメリカが動くとは到底思われません。 その場合、日本はどうなるのでしょう?想像してください。次は沖縄が取られ、次には日本本 島へと中国の牙が襲ってきます。

われわれ日本人は自らの手で中国から日本国を守らなければなりません。

いま、まさにその時です!!

#### 相続税の基礎知識

松村 英治

#### (相続税とは)

⇒相続税とは、人の死亡により、その人の財産等をもらった親族にかかる税金です。

申告・税金支払者 ⇒ 相続人

申告・納付期限 ⇒ 死亡日の翌日から 10 カ月以内

申告・納付場所 ⇒ 被相続人の住所地の税務署

(※相続人 ⇒ 財産をもらった人 、 被相続人 ⇒ 死亡した人)

#### (課税対象となる財産)

- ⇒本来の相続財産
- ○土地・家屋
- ○有価証券(株式、公社債、投資信託など)
- ○預貯金(現金、小切手、手形など)
- ○事業用財産(機械、備品、商品、売掛金など)
- ○家庭用財産(家具、書画、骨董など)
- ○その他(立木、果樹、自動車など)
- ⇒みなし相続財産(相続財産とみなされる、被相続人が死亡したことにより発生するもの)
  - ○死亡保険金
- ○死亡退職金
- ○被相続人が保険料を負担していた保険金
- ○退職年金など
- ⇒被相続人の死亡前日から起算して3年以内の贈与財産) 相続から3年以内の贈与財産も相続税の対象となります。

#### (相続税の課税最低限ライン)

⇒基礎控除

3000 万円 + 法定相続人 × 600 万円 = 基礎控除額 (※この基礎控除額以下であれば、相続税はかかりません)

⇒配偶者の税額軽減

この制度は、配偶者のみに認められている特権で、1億6千万円まで非課税となります。

簡単な説明ではありますが、実際深刻となると述べさせて頂いた内容について専門的な 処理等が必要になってきます。

経営者の方々ご自身、また従業員の方々にも相続の相談等がございましたら、当事務所 スタッフまでお申し付けください。